

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに車両運搬具及び器具備品-定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－広島県社会福祉協議会の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。

・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度の帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、広島県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号の第1様式、第2号の第1様式、第3号の第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号の第2様式、第2号の第2様式、第3号の第2様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号の第3様式、第2号の第3様式、第3号の第3様式）

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号の第3様式、第2号の第3様式、第3号の第3様式）

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 蓬莱園拠点（社会福祉事業）

・本部

- ・特別養護老人ホーム蓬萊園
- ・蓬萊園短期入所生活介護事業所
- イ 東山拠点（社会福祉事業）
 - ・ケアハウス東山
 - ・特定施設入居者生活介護
- ウ たかやの郷拠点（社会福祉事業）
 - ・デイサービスセンターたかやの郷
 - ・ヘルパーステーションたかやの郷
 - ・居宅介護支援事業所たかやの郷
- エ たかやの郷拠点（公益事業）
- オ たかやの郷拠点（収益事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	397,623,000	0	0	397,623,000
建物	508,180,856	0	28,402,081	479,778,775
合計	905,803,856	0	28,402,081	877,401,775

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	397,623,000 円
建物	1,003,478,717 円
計	1,401,101,717 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	718,947,409 円
計	718,947,409 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	397,623,000	0	397,623,000
建物（基本財産）	1,802,843,594	1,323,064,819	479,778,775
建物	758,550,911	234,850,969	523,699,942
構築物	70,762,296	37,846,606	32,915,690
車両運搬具	1,831,907	1,802,671	29,236
器具及び備品	123,626,680	109,305,358	14,321,322
ソフトウェア	102,600	37,620	64,980
その他の固定資産	46,260,473	45,499,726	760,747
合計	3,201,601,461	1,752,407,769	1,449,193,692

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高

事業未収金	81,876,740	0	81,876,740
合計	81,876,740	0	81,876,740

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態
を明らかにするために必要な事項
該当なし